

(完全に生産された物品の指定)
第一条の六 令第四条の二第四項第一号 (特例申告書の記載事項等) に規定する財務省令で定める物品は、次に掲げる物品とする。
一の国又は地域(その大陸棚を含む。)において採掘された鉱物性生産品
二の国又は地域において収穫された植物性生産品

三の国又は地域において生まれ、かつ、成育した動物(生きているものに限る。)
四の国又は地域において動物(生きているものに限る。)から得られた物品

五一の国又は地域において狩猟又は漁獲により得られた物品

六の一の国又は地域の船舶により公海並びに本邦の排他的經濟水域の海域及び外国の排他的經濟水域の海域で採捕された水產物

七の一の国又は地域の船舶において前号に掲げる物品のみを原料又は材料として生産された物品

八の一の国又は地域の船舶その他の構造物により公海で採掘された鉱物性生産品(第一号に該当するものを除く。)

九の一の国又は地域において収集された使用済みの物品で原料又は材料として生産されたもの

十の国又は地域において行われた製造の際に生じたくず

十一の一の国又は地域において前各号に掲げる物品のみを原料又は材料として生産された物品

(実質的な変更を加える加工又は製造の指定)
第一条の七 令第四条の二第四項第二号(特例申告書の記載事項等)に規定する財務省令で定める加工又は製造は、物品の該当する関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表の項が当該物品のすべての原料又は材料(当該物品を生産した国又は地域が原産地とされる物品を除く。)の該当する同表の項と異なることとなる加工又は製造(税關長が指定する加工又は製造を含む。)とする。ただし、輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作、単なる切断、選別、瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること、改装、仕分け、製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること、非原産品(一の国又は地域において生産された

前条各号に掲げる物品及びこの条に規定する加工又は製造がされた物品以外の物品)の單なる混合、単なる部分品の組立て及びセットにすること並びにこれらからのみ成る操作及び露光していない平面状写真ファイルを巻くことを除く。

(特例申告に係る担保の金額)
第一条の八 法第七条の八第一項(担保の提供)に規定する財務省令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 特例輸入者に對して担保の提供を命ずる場合、次に掲げる額のいずれか多い額を限度として、税關長が必要と認める金額

イ 担保の提供を命ずることとなつた日の属する月の翌月から一年間において輸入しようとする貨物に課されるべき関税、内国消費税及び地方消費税(以下この号及び次号において「関税等」という。)で特例申告により納付する見込みの関税等の額の合計額が最も多く多い月の当該合計額

ロ 担保の提供を命ずることとなつた日の属する年の前年ににおいて輸入した貨物について、特例申告により納付した又は納付すべきことが確定した関税等の額の合計額が最も多い月の当該合計額

二 特例委託輸入者に對して担保の提供を命ずる場合(次号に掲げる場合を除く。)輸入申告に係る貨物の価格(令第五十九条第一項第一号の二、輸入申告の手続)に規定する価格をいう。)に当該価格に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した額を関税等の課税標準として計算した場合に課されるべき関税等の金額

三 特例委託輸入者に對して担保の提供を命ずる場合(継続して貨物を輸入申告を行っている特例委託輸入者から、輸入申告を行おうとする税關官署の長に対し、あらかじめ担保の提供を行いたい旨の申出があつた場合に限る。)第一号イ又はロに掲げる合計額のいずれか多い額に二を乗じて計算した金額を限度として、税關長が必要と認める金額

(納付受託者の対象)
第一条の九 法第九条の五第一項第一号(納付受託者に対する納付の委託)に規定する財務省令で定める金額以下である場合は、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める場合とする。

一 クレジットカードを使用する方法により関税を納付する場合 法第九条の五第一項の規定により納付しようとする関税の税額(輸入貨物に係る内国消費税及び地方消費税(以下この項において「内国消費税等」という。)の納付を関税の納付と併せて行う場合にあつては、納付しようとする内国消費税等及び関税の税額の合計額)が一千万円未満であり、かつ、当該関税を納付しようとする者のクレジットカードによつて決済することができる場合

二 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第三条第五項(定義)に規定する第三者型前払式支払手段による取引その他法第九条の五第一項の規定により納付し得る年以前において輸入した貨物について、特例申告により納付した又は納付すべきことが確定した関税等の額の合計額が最も多く多い月の当該合計額

三 法第九条の五第一項の規定により納付し得る年以前において輸入した貨物について、特例申告により納付した又は納付すべきことが確定した関税等の額の合計額が最も多く多い月の当該合計額

四 法第九条の五第一項第二号に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める事項の通知とする。

一 前項第一号に規定するクレジットカードを法第九条の五第一項第二号に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項の通知とする。

二 前項第一号に規定するクレジットカードを法第九条の五第一項第二号に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項の通知とする。

三 前項第一号に規定するクレジットカードを法第九条の五第一項第二号に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項の通知とする。

四 前項第一号に規定するクレジットカードを法第九条の五第一項第二号に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項の通知とする。

五 前項第一号に規定するクレジットカードを法第九条の五第一項第二号に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項の通知とする。

六 前項第一号に規定するクレジットカードを法第九条の五第一項第二号に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項の通知とする。

七 前項第一号に規定するクレジットカードを法第九条の五第一項第二号に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項の通知とする。

八 前項第一号に規定するクレジットカードを法第九条の五第一項第二号に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項の通知とする。

九 前項第一号に規定するクレジットカードを法第九条の五第一項第二号に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項の通知とする。

十 前項第一号に規定するクレジットカードを法第九条の五第一項第二号に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項の通知とする。

十一 前項第一号に規定するクレジットカードを法第九条の五第一項第二号に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項の通知とする。

十二 前項第一号に規定するクレジットカードを法第九条の五第一項第二号に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項の通知とする。

十三 前項第一号に規定するクレジットカードを法第九条の五第一項第二号に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項の通知とする。

は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十二条の二の三第三項(指定納付受託者)に規定する指定納付受託者として道府県税又は都税の納付に関する事務処理の実績を有する者その他のこれらの方に準じて関税の納付に関する事務を適正かつ確実に遂行することができると思われる者であることとする。

(納付受託者の指定の手続)
第一条の十 法第九条の六第一項(納付受託者の規定による財務大臣の指定を受けようとする者は、その名称、住所又は事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に關する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五項(定義)に規定する法人番号(同項に規定する法人番号を有しない者にあつては、その名称及び住所又は事務所の所在地)を記載した申出書を財務大臣に提出しなければならない。

前項の申出書には、定款、法人の登記事項証明書並びに最終の貸借対照表、損益計算書及び事業報告又はこれらに準ずるもの(以下この項目において「定款等」という。)を添付しなければならない。ただし、財務大臣が、インターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合をその使用に係る電子計算機に入力することによつて、自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五イ(定義)に規定する自動公衆送信装置をいう。)に記録され、情報のうち定款等の内容を閲覧し、かつ、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができる場合については、この限りでない。

3 財務大臣は、第一項の申出書の提出があつた場合において、その申出につき指定をしたときはその旨を、指定をしないこととしたときはその旨及びその理由を当該申出書を提出した者に通知しなければならない。

(納付受託者の指定に係る公示事項)
第一条の十一 法第九条の六第二項(納付受託者)に規定する財務省令で定める事項は、財務大臣が同様第一項の規定による指定をした日と

(納付受託者の名称等の変更の届出)
第一条の十二 納付受託者(法第九条の六第一項(納付受託者)に規定する納付受託者をいう。)は、その名称、住所又は事務所の以下同じ。)は、その名称、住所又は事務所の以下同じ。

別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五項(走義)に規定する法人番号をいう。以下同じ。(法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地)

二 届出に係る関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存又は当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該関税関係帳簿の備付け及び保存に代える日

三 その他参考となるべき事項

前項の保存義務者は、関税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに記録された事項に關し修正申告又は更正がされた場合において法第十二条の二第三項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を申告先税関長に提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出があつたときは、その提出があつた日以後は、前項の届出書は、その効力を失う。

一 届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地)

二 前項の届出書を出した年月日

三 その他参考となるべき事項

第一項の保存義務者は、同項の届出書に記載した事項の変更をしようとする場合には、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を申告先税関長に提出しなければならない。

一 届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地)

二 第一項の届出書を出した年月日

三 変更をしようとする事項及び当該変更の内容

四 その他参考となるべき事項

法第十二条の二第三項に規定する財務省令で定める要件は、次の各号に掲げる関税関係帳簿の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

一 法第十二条の二第三項第一号に規定する関税関係帳簿(令第八十三条第五項(帳簿の記入)の規定によるもの)

一 載事項等)の規定により当該関税関係帳簿に記載すべき事項の全部が関税関係書類(法第九十四条第一項(帳簿の備付け等))に規定する関税関係書類をいう。(以下同じ。)又は輸入の許可書に記載されている場合において当該全部の事項について当該関税関係帳簿への記載を省略しているものを除く。(以下この条において同じ。)次に掲げる要件(当該関税関係帳簿に係る保存義務者が、関税関係帳簿に記載されることができる機能(次に掲げる要件を満たすものに限る。)を確保しておくこと。)

二 (1) 貨物の品名及び価格、仕出入人の氏名又はハ(2)及び(3)に係る部分に限り(2)に掲げる要件を除く。)

イ 当該関税関係帳簿に係る電子計算機処理(電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。以下同じ。)に、次に掲げる要件を満たす電子計算機処理システム(電子計算機処理に関するシステムをいう。以下同じ。)を使用すること。

(1) 当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができる。

(2) 当該関税関係帳簿に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間を経過した後に行つた場合には、その事実を確認することができる。

(3) 二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる。

二 法第十二条の二第三項第二号に規定する関税関係帳簿次に掲げる要件

イ 第十条の二第一項第一号ロ(1)(関税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)の電磁的記録に、前号に定める要件

ロ 第十条の二第一項第一号ロ(1)(関税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)の電磁的記録に、前号イ(1)及び(2)に規定する事実及び内容に係るもののが含まれていること。

ハ 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、輸入の許可の年月日を特定することにより当該年月日に対応する電子計算機出力マイクロフィルムを探し出すことができる索引簿の備付けを行うこと。

二 当該電子計算機出力マイクロフィルムごとの記録事項の索引を当該索引に係る電子計算機出力マイクロフィルムに出力しておること。

ホ 当該関税関係帳簿の保存期間(令第八十三条第六項の規定により関税関係帳簿を保存しなければならないこととされている期間をいう。)の初日から同日後三年を経過する日までの間、当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて第十条第一項(関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)の規定により当該関税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保存を代えられているもの又は法第九十四条の二第二項若しくは第三項(関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)の規定により当該関税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保存等)の規定により当該

が輸入の許可書の番号その他の記録事項により明らかであるように整理しておくこと。

ハ 当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項の検索をることができる機能(次に掲げる要件を満たすものに限る。)を確保しておくこと。

一 前項の規定により当該関税関係書類(特例輸入関税関係書類)と、「第九十四条第一項(帳簿の備付け等)」とあるのは、「第七条の九第一項(特例輸入者に係る帳簿の備付け等)」と、同項第二号ホ中「第八十三条第六項」とあるのは「第四条の十二第四項」と読み替えるものとすること。

二 前各項の規定は、法第十二条の二第三項に規定する特例輸入関税関係帳簿について準用する。この場合において、前項第一号中「第八十三条第五項」とあるのは、「第四条の十二第三項」と、「関税関係書類」とあるのは、「特例輸入関税関係書類」と、「第九十四条第一項(帳簿の備付け等)」とあるのは、「第七条の九第一項(特例輸入者に係る帳簿の備付け等)」と、同項第二号ホ中「第八十三条第六項」とあるのは「第四条の十二第四項」と読み替えるものとすること。

三 前各項の規定は、法第十二条の二第三項に規定する特例輸入関税関係帳簿について準用する。この場合において、前項第一号中「第八十三条第五項」とあるのは、「第四条の十二第三項」と、「関税関係書類」とあるのは、「特例輸入関税関係書類」と、「第九十四条第一項(帳簿の備付け等)」とあるのは、「第七条の九第一項(特例輸入者に係る帳簿の備付け等)」と、同項第二号ホ中「第八十三条第六項」とあるのは「第四条の十二第四項」と読み替えるものとすること。

四 前各項の規定は、法第十二条の二第三項に規定する特例輸入関税関係帳簿について準用する。この場合において、前項第一号中「第八十三条第五項」とあるのは、「第四条の十二第三項」と、「関税関係書類」とあるのは、「特例輸入関税関係書類」と、「第九十四条第一項(帳簿の備付け等)」とあるのは、「第七条の九第一項(特例輸入者に係る帳簿の備付け等)」と、同項第二号ホ中「第八十三条第六項」とあるのは「第四条の十二第四項」と読み替えるものとすること。

五 前各項の規定は、法第十二条の二第三項に規定する特例輸入関税関係帳簿について準用する。この場合において、前項第一号中「第八十三条第五項」とあるのは、「第四条の十二第三項」と、「関税関係書類」とあるのは、「特例輸入関税関係書類」と、「第九十四条第一項(帳簿の備付け等)」とあるのは、「第七条の九第一項(特例輸入者に係る帳簿の備付け等)」と、同項第二号ホ中「第八十三条第六項」とあるのは「第四条の十二第四項」と読み替えるものとすること。

一 前各項の規定は、法第十二条の二第三項に規定する特例輸入関税関係帳簿について準用する。この場合において、前項第一号中「第八十三条第五項」とあるのは、「第四条の十二第三項」と、「関税関係書類」とあるのは、「特例輸入関税関係書類」と、「第九十四条第一項(帳簿の備付け等)」とあるのは、「第七条の九第一項(特例輸入者に係る帳簿の備付け等)」と、同項第二号ホ中「第八十三条第六項」とあるのは「第四条の十二第四項」と読み替えるものとすること。

二 本項の規定により当該関税関係帳簿の保存期間(令第八十三条第六項の規定により関税関係帳簿を保存しなければならないこととされている期間をいう。)の初日から同日後三年を経過する日までの間、当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて第十条第一項(関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)及び前号ハに掲げる要件(当該関税関係帳簿に係る保存義務者が法第百五条の規定による当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じる)

三 本項の規定により当該関税関係帳簿の保存期間(令第八十三条第六項の規定により関税関係帳簿を保存しなければならないこととされている期間をいう。)の初日から同日後三年を経過する日までの間、当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて第十条第一項(関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)及び前号ハに掲げる要件(当該関税関係帳簿に係る保存義務者が法第百五条の規定による当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項)

級（当該予約者に係る予約に当該会員番号及び等級が記録されている場合に限る。以下同じ。）その他参考となるべき事項

二 令第十三条第五項第二号に規定する事項
予約番号（当該予約を特定するために付された番号をいい、当該予約が分割されたものであるときは、当該分割前の予約を特定するため付された番号を含む。以下同じ。）、当該予約に係る航空券の支払がクレジットカードで行われるときは当該クレジットカードの番号及びその名義（当該予約に当該クレジットカードの番号及び名義が記録されている場合に限る。以下同じ。）、当該予約が共同運送（運航者（法第十五条第十二項に規定する運航者をいう。以下この条において同じ。）以外の航空運送事業者が当該運航者と共に同一の運送であつて、当該運航者の提供する輸送サービスを使用して行うものをいう。以下この条において同じ。）に係るものであるときは共同運送者（当該共同運送に係る運航者以外の航空運送事業者をいう。次条において当該予約に係る旅行業者（当該予約に係る旅行業者（令第十三条第五項第二号に規定する旅行業者をいう。以下同じ。）があるときはその所同じ。）の名称、当該予約に係る旅行業者は胥迫若しくは國の機關若しくは地方公共団体以外の航空運送事業者をいう。次条において当該予約に係る外国旅行業者（外国において旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第二条第一項（定義）に規定する事業と同様の事業を行なう者をいう。以下同じ。）があるときはその名称及び所在地その他参考となるべき事項

三 令第十三条第五項第三号に規定する事項
携帯品番号（予約者が搭乗する外国貿易機に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帯品を特定するために付された番号をい。う。第二条の九第三項第三号及び第二条の二十一第三号において同じ。）その他参考となるべき事項

四 令第十三条第五項第四号に規定する事項
搭乗手続番号（当該手続を管理するために付された番号をいう。以下同じ。）その他参考となるべき事項
(税関空港に入港しようとする外國貿易機等の入港手続における電子情報処理組織の使用の特例)

（開港に入港する特殊船舶等に係る旅客に関する事項等の報告を要しない場合等）

第二条の六 令第十四条第八項 特殊船舶等の入港手続（法第十八条の二第一項（特殊船舶等の入港手続）に規定する財務省令で定めるやむを得ない事由は、貨物の荷崩れ若しくは旅客若しくは乗組員の暴行その他これらに類する事由により航行に支障が生じたことにより緊急に入港するためあらかじめ報告することが困難な場合又は胥迫若しくは國の機關若しくは地方公共団体その他これらに準ずる機関の指示により強制的に入港させられるためあらかじめ報告することが困難な場合とする。

2 令第十四条第二項ただし書に規定する財務省令で定める場合は別表第一の本邦以外の地域（外国とみなす地域を含む。）の欄に掲げる地域の出発港から同表の本邦の地域の欄に掲げる地域の開港に入港する場合又は本邦の他の開港等を経由して開港に入る場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める時はその開港に入港する時とする。

3 令第十四条第三項ただし書に規定する財務省令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める時は当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時とする。

一 航空法第一百条第一項（許可）の許可を受けた者（一の地点と他の地点との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機を運航する者に限る。）及び同法第二百二十九条第一項（外国人国際航空運送事業）の許可を受けた者以外の者が運航する航空機（次号及び第三号並びに第二条の二十四第三項において「不定期航空機」という。）であつて、本邦以外の地域の直前の出発空港から入港しようとする税関空港までの航行時間（次号及び第三号において単に「航行時間」という。）が二時間以上の場合 その税関空港に入港する九十分前 不定期航空機であつて、航行時間が一時間未満の場合又は本邦の他の税関空港若しくは不開港を経由して税関空港に入港する場合その税関空港に入港する時

三 令第十四条第四項ただし書に規定する財務省令で定める場合は、本邦の開港から出港した特殊船舶（法第十八条の二第一項（特殊船舶等の入港手続）に規定する特殊船舶等の入港手続）に規定する特殊船舶の船長が、法第十五条の三第一項（特殊船舶等の入港手続）に規定する財務省令で定めた日から起算して十四日以内に再び同一の開港に入港し、かつ、当該特殊船舶に係る乗組員に関する事項（令第十四条第四項第二号に掲げる事項をいう。）に変更がない場合において、当該特殊船舶の船長が、法第十五条の三第一項（特殊船舶等の入港手続）の規定により当該事項を報告する場合とし、令第十四条第四項ただし書に規定する財務省令で定める事項は、同項第二号に掲げる事項とする。

4 令第十四条第八項各号に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に定めるものとする。

一 令第十四条第八項第一号に規定する事項
予約者が航空運送事業者の登録会員であるときはその会員番号及び等級その他参考となるべき事項

二 令第十四条第八項第二号に規定する事項
予約番号、当該予約に係る航空券の支払がクレジットカードで行われるときは当該クレジットカードの番号及びその名義、当該予約が共同運送（運航者（法第十五条の三第四項に規定する運航者をいう。以下この条において同じ。）の運航者）の運送を使用して行う運送であつて、当該運航者の提供する輸送サービスを使用して行うものをいう。以下この条において同じ。）に係るものであるときは共同運送者（当該共同運送に係る運航者以外の航空運送事業者をいう。次条において同じ。）の名称、当該予約に係る旅行業者があるときはその所在地並びに当該予約に係る外國旅行業者があるときはその名稱及び所在地その他参考となるべき事項

（出港の際に提出を求められる書面に係る記載の省略事項等）

第二条の九 令第十六条第一項ただし書（外国貿易船等の出港届の記載事項等）に規定する財務省令で定める場合は、法第六十三条第一項（保稅運送）又は第六十六条第二項（内国貨物の運送）の規定による承認を受けてこれらの規定による運送がされている貨物を積んでいる外国貿易船の船長が法第十七条第一項後段（出港手続）の規定による税関長の求めに応じて積荷に係る事項を記載した書面を提出する場合とし、令第十六条第一項ただし書に規定する財務省令で定める事項は、その貨物に係る同項第一号に定める事項とする。

2 令第十六条第二項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する財務省令で定める場合は、法第六十三条第一項又は第六十六条第一号に定める事項とする。

（税関空港までに運送がされている貨物を積んでいる外國貿易機の機長が法第十七条第一項後段の規定による承認を受けてこれらの規定による運送がされた場合とし、令第十六条第二

項ただし書に規定する財務省令で定める事項とは、その貨物に係る同項第一号に定める事項とする。令第十六条第四項各号に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に定めるものとする。

一 令第十六条第四項第一号に規定する事項
予約者が航空運送事業者の登録会員であるときはその会員番号及び等級その他参考となるべき事項

二 令第十六条第四項第二号に規定する事項
予約番号、当該予約に係る航空券の支払がクレジットカードで行われるときは当該クレジットカードの番号及びその名義、当該予約が共同運送（運航者（法第十七条第三項に規定する運航者をいう。以下この条において同じ。）以外の航空運送事業者が当該運航者と共同して行う運送であつて、当該運航者の提供する輸送サービスを使用して行うものをいふ。以下この条において同じ。）に係るものであるときは共同運送者（当該共同運送に係る運航者以外の航空運送事業者をいう。次条において同じ。）の名称、当該予約に係る旅行業者があるときはその所在地並びに当該予約に係る外国旅行業者があるときはその名称及び所在地その他参考となるべき事項

三 令第十六条第四項第三号に規定する事項
携帯品番号その他参考となるべき事項
四 令第十六条第四項第四号に規定する事項

五 搭乗手続番号その他参考となるべき事項
（税関空港を出港しようとする外國貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者）

六 第二条の十 法第十七条第三項（出港手続）に規定する財務省令で定める者は、共同運送者とす

（外國貿易船等の出港手続における電子情報処理組織の使用の特例）

七 第二条の十一 法第十七条第五項（出港手続）に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他正当な理由によつて税関長が認めた場合とする。

八 第二条の十二 令第十六条の二第三項各号（特殊船舶等の出港届の記載事項等）に規定する財務省令で定める事項（出港しようとする特殊航空機に係る予約者等に関する事項）

九 第二条の十三 令第十六条の二第三項第一号に規定する事項（税関空港等の入出港の簡易手続）に規定する財務省令で定める時は、次の各号に定める時とす

省令で定める事項は、次の各号に定めるものとする。

一 令第十六条の二第三項第一号に規定する事

項 予約者が航空運送事業者の登録会員であるときはその会員番号及び等級その他参考となるべき事項

二 令第十六条の二第三項第二号に規定する事

項 予約番号、当該予約に係る航空券の支払がクレジットカードで行われるときは当該クレジットカードの番号及びその名義、当該予約が

共同運送（運航者（法第十七条第三項に規定する運航者をいう。以下この条において同じ。）以外の航空運送事業者が当該運航者と共同して行う運送であつて、当該運航者の提供する輸送

サービスを使用して行うものをいふ。以下この条において同じ。）に係るものであるときは共同運送者（当該共同運送に係る運航者以外の航空運送事業者をいう。次条において同じ。）の名称、当該予約に係る旅行業者があるときはその所在地並びに当該予約に係る外国旅行業者があるときはその名称及び所在地その他参考となるべき事項

三 令第十六条の二第三項第三号に規定する事

項 携帯品番号その他参考となるべき事項
四 令第十六条の二第三項第四号に規定する事項

五 搭乗手續番号その他参考となるべき事項

（税関空港を出港しようとする特殊航空機に係る予約者等に関する事項の報告者）

六 第二条の十四 法第十七条の二第二項（特殊船舶等の出港手続）に規定する財務省令で定める者は、共同運送者とする。

七 第二条の十五 令第十六条の三第五項本文（外國貿易船等の入出港の簡易手続）に規定する財務省令で定める時は、次の各号に定める時とす

（特殊船舶等の入出港等の場合に該当しないこととなる時）

一 令第十六条の三第三項第一号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる場合、当該傷病者若しくは遭難者（以下この条において同じ。）の携帯品以外の貨物の積卸しを行つた時又は当該傷病者若しくは遭難者の降機後出港することなく三十分を経過する時

二 令第十六条の三第三項第二号に規定する給与品以外の貨物の積卸しを行つた時又は当該給与品の積卸し後出港することなく三十分を経過する時

三 令第十六条の三第三項第三号に規定する過する時

四 令第十六条の三第三項第一号に該当するも

のとして法第十八条第三項本文（入出港の簡易手続）の規定の適用を受けて入港した外国貿易機において同号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる場合、当該傷病者又は遭難者以外の者を乗降させる時

五 令第十六条の三第三項第一号に該当するも

のとして法第十八条第三項本文の規定の適用を受けた後出港した外国貿易機において同号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時

六 令第十六条の三第三項第一号に該当するも

のとして法第十八条第三項本文の規定の適用を受けた後出港した外国貿易機において同号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時

七 令第十六条の三第三項第一号に該当するも

のとして法第十八条第三項本文の規定の適用を受けた後出港した外国貿易機において同号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時

八 令第十六条の三第三項第一号に該当するも

のとして法第十八条第三項本文の規定の適用を受けた後出港した外国貿易機において同号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時

九 令第十六条の三第三項第一号に該当するも

のとして法第十八条第三項本文の規定の適用を受けた後出港した外国貿易機において同号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時

十 令第十六条の三第三項第一号に該当するも

のとして法第十八条第三項本文の規定の適用を受けた後出港した外国貿易機において同号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時

十一 令第十六条の三第三項第一号に該当するも

のとして法第十八条第三項本文の規定の適用を受けた後出港した外国貿易機において同号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時

十二 令第十六条の三第三項第一号に該当するも

のとして法第十八条第三項本文の規定の適用を受けた後出港した外国貿易機において同号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時

十三 令第十六条の三第三項第一号に該当するも

のとして法第十八条第三項本文の規定の適用を受けた後出港した外国貿易機において同号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時

十四 令第十六条の三第三項第一号に該当するも

のとして法第十八条第三項本文の規定の適用を受けた後出港した外国貿易機において同号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時

十五 令第十六条の三第三項第一号に該当するも

のとして法第十八条第三項本文の規定の適用を受けた後出港した外国貿易機において同号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時

（特殊船舶等の入出港の簡易手続における短期出港等の場合に該当しないこととなる時）

第二条の十七 令第十六条の四第三項本文（特殊船舶等の入出港の簡易手続）に規定する財務省令で定める時は、同条第一項各号に該当するも

のとして法第十八条の二第一項本文（特殊船舶等の入出港の簡易手続）の規定の適用を受けて入港した船舶について、次の各号に定める時と

一 令第十六条の四第二号に規定する活

動以外の活動に従事する時又は当該活動をし

た後出港することなく三十分を経過する時

二 令第十六条の四第二号に規定する活

動以外の活動に従事する時又は当該活動をし

た後出港することなく三十分を経過する時

三 令第十六条の四第二号に規定する活

動以外の活動に従事する時又は当該活動をし

た後出港することなく三十分を経過する時

四 令第十六条の四第二号に規定する活

動以外の活動に従事する時又は当該活動をし

た後出港することなく三十分を経過する時

五 令第十六条の四第二号に規定する活

動以外の活動に従事する時又は当該活動をし

た後出港することなく三十分を経過する時

六 令第十六条の四第二号に規定する活

動以外の活動に従事する時又は当該活動をし

た後出港することなく三十分を経過する時

七 令第十六条の四第二号に規定する活

動以外の活動に従事する時又は当該活動をし

た後出港することなく三十分を経過する時

八 令第十六条の四第二号に規定する活

動以外の活動に従事する時又は当該活動をし

た後出港することなく三十分を経過する時

規定する事業を行うもの（前号に掲げる者を除く。）

（不開港出入の申請手続における電子情報処理組織の使用の特例）

第二条の二十 令第十八条第二項ただし書（不開港出入の許可の申請等）に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他正当な理由により電子情報処理組織を使用して同条第一項若しくは第六項の規定にて同条第一項の規定による申請書（同項第三号及び第四号に掲げる事項に限る。）の提出を行ふことができないことについて税関長が認めた場合とする。

（不開港出入しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項）

第二条の二十一 令第十八条第四項各号（不開港出入の許可の申請等）に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に定めるものとする。

一 令第十八条第四項第一号に規定する事項
予約者が航空運送事業者の登録会員であるときはその会員番号及び等級その他参考となるべき事項

二 令第十八条第四項第二号に規定する事項
予約番号、当該予約に係る航空券の支払がクレジットカードで行われるときは当該クレジットカードの番号及びその名義、当該予約が共同運送（運航者（法第二十条第三項（不開港への出入）に規定する運航者をいう。以下この条において同じ。）以外の航空運送事業者が当該運航者と共同して行う運送であつて、当該運航者の提供する輸送サービスを使用して行うものをいう。以下この条において同じ。）に係るものであるときは共同運送に係る運航者以外の航空運送事業者をいう。次条において同じ。）の名称、当該予約に係る旅行業者があるときはその所在地並びに当該予約に係る外国旅行業者があるときはその名称及び所在地その他の参考となるべき事項

三 令第十八条第四項第三号に規定する事項
携帯品番号その他の参考となるべき事項

四 令第十八条第四項第四号に規定する事項
搭乗手続番号その他の参考となるべき事項（不開港出入しようとする外國貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者）

五 主宰者は、公聴会において必要があると認めること、意見の陳述を制限し、又は秩序を乱すことをする。

（不開港出入しようとする外國貿易機に係る予約者等に関する事項の報告における電子情報処理組織の使用の特例）

第二条の二十三 法第二十条第五項ただし書（不開港への出入）に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他正当な理由により電子情報処理組織を使用して同条第一項若しくは第四項後段の四項の規定による報告を行ふことができないことをについて税関長が認めた場合とする。

（不開港出入する特殊船舶等に係る旅客に関する事項等の報告を要しない場合等）

第二条の二十四 令第十八条の一第一項（特殊船舶等の不開港への出入）に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他正当な理由により電子情報処理組織を使用して同条第一項若しくは第四項後段の四項の規定による報告を行ふことができないことをについて税関長が認めた場合とする。

（不開港出入の入出港手続）に規定する財務省令で定めるやむを得ない事由は、貨物の荷崩れ若しくは旅客若しくは乗組員の暴行その他これらに類する事由により航行に支障が生じたことにより緊急に入港するためあらかじめ報告することが困難な場合、脅迫若しくは国の機関若しくは地方公共団体その他これらに準ずる機関の指示により強制的に入港させられるためあらかじめ報告することが困難な場合又は検疫のみを目的として検疫区域に入港する場合とする。

二 令第十八条の二第二項ただし書に規定する財務省令で定める場合は別表第二の本邦以外の地域（外国とみなす地域を含む。）の欄に掲げる地域の出発港から同表の本邦の地域の欄に掲げる地域の不開港に入港する場合又は本邦の他の開港等を経由して入港する場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める時はその不開港に入港する時とする。

三 令第十八条の二第三項ただし書に規定する財務省令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める時は当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時とする。

一 不定期航空機であつて、本邦以外の地域の直前の出発港から入港しようとする不開港までの航行時間（次号及び第三号において単に「航行時間」という。）が二時間以上の場合

二 不定期航空機であつて、航行時間が一時間以上二時間未満の場合その不開港に入港する三十分前

三 不定期航空機であつて、航行時間が一時間未満の場合又は本邦の他の税関空港若しくは不開港を経由して不開港に入港する場合その不開港に入港する時

（不開港出入の入出港手続における電子情報処理組織の使用の特例）

第二条の二十二 法第二十条第三項（不開港への出入）に規定する財務省令で定める者は、共同運送者とする。

（不開港出入しようとする外國貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者）

第二条の二十三 法第二十条第五項（特殊船舶等の不開港への出入）に規定する財務省令で定める者は、共同運送者とする。

（不開港出入しようとする外國貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者）

第二条の二十四 令第十八条の二第一項（特殊船舶等の不開港への出入）に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に定めるものとする。

一 令第十八条の二第十項第一号に規定する事項
予約者が航空運送事業者の登録会員であるときはその会員番号及び等級その他参考となるべき事項

二 令第十八条の二第十項第二号に規定する事項
予約番号、当該予約に係る航空券の支払がクレジットカードで行われるときは当該クレジットカードの番号及びその名義、当該予約が共同運送（運航者（法第二十条の二第五項に規定する運航者をいう。以下この条において同じ。）以外の航空運送事業者が当該共同運航者と共同して行う運送であつて、当該運航者の提供する輸送サービスを使用して行うものをいう。以下この条において同じ。）に係るものであるときは共同運送者（当該共同運送に係る運航者以外の航空運送事業者をいいう。次条において同じ。）の名称、当該予約に係る旅行業者があるときはその所在地並びに当該予約に係る外国旅行業者があるときはその名称及び所在地その他の参考となるべき事項

三 令第十八条の二第十項第三号に規定する事項
携帯品番号その他の参考となるべき事項

四 令第十八条の二第十項第四号に規定する事項
搭乗手続番号その他の参考となるべき事項（不開港出入しようとする特殊航空機に係る予約者等に関する事項の報告者）

五 主宰者は、公聴会において必要があると認めること、意見の陳述を制限し、又は秩序を乱すことをする。

（不開港出入の入出港手続における電子情報処理組織の使用の特例）

第二条の二十二 法第二十条第三項（不開港への出入）に規定する財務省令で定める者は、共同運送者とする。

（不開港出入しようとする外國貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者）

第二条の二十三 法第二十条第五項（特殊船舶等の不開港への出入）に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他正当な理由により電子情報処理組織を使用して同条第一項若しくは第六項の規定により公聴会の出頭し、当該指定又は取消しに関する意見を陳述することを求めることができる。

（不開港出入の入出港手続における電子情報処理組織の使用の特例）

第二条の二十四 令第十八条の二第一項（特殊船舶等の不開港への出入）に規定する財務省令で定める事項（指定保税地域の指定又は取消し）に規定する公聴会は、財務大臣又は指定保税地域の指定若しくはその取消しをしようとする土地若しくは建設物その他の施設の所在地を所轄する税関長を主宰者として聞くべき事項

一 令第十八条の二第十項第一号に規定する事項
予約者が航空運送事業者の登録会員であるときはその会員番号及び等級その他参考となるべき事項

二 令第十八条の二第十項第二号に規定する事項
予約番号、当該予約に係る航空券の支払がクレジットカードで行われるときは当該クレジットカードの番号及びその名義、当該予約が共同運送（運航者（法第二十条の二第五項に規定する運航者をいう。以下この条において同じ。）以外の航空運送事業者が当該共同運航者と共同して行う運送であつて、当該運航者の提供する輸送サービスを使用して行うものをいう。以下この条において同じ。）に係るものであるときは共同運送者（当該共同運送に係る運航者以外の航空運送事業者をいいう。次条において同じ。）の名称、当該予約に係る旅行業者があるときはその所在地並びに当該予約に係る外国旅行業者があるときはその名称及び所在地その他の参考となるべき事項

三 令第十八条の二第十項第三号に規定する事項
携帯品番号その他の参考となるべき事項

四 令第十八条の二第十項第四号に規定する事項
搭乗手續番号その他の参考となるべき事項（不開港出入しようとする特殊航空機に係る予約者等に関する事項の報告者）

五 主宰者は、公聴会において必要があると認めること、意見の陳述を制限し、又は秩序を乱すことをする。

- し、若しくは不穏な言動をする者を退去させることができる。
- 主宰者は、必要があると認めるときは、公聴会を延期し、又は続行することができる。この場合は、主宰者は、次回の公聴会の日時及び場所を公告しなければならない。
- 主宰者は、公聴会の議事が終了したときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した調書を作成しなければならない。
- 一 事業の要旨
- 二 公聴会の日時及び場所
- 三 公聴会において意見を陳述した者の氏名及び住所並びにその陳述の要旨
- 四 公聴会を延期し、又は続行した場合においては、その旨及びその事由
- 五 前各号に掲げるもののほか、公聴会の議事に関する重要な事項
- 六 公聴会の議事が終了した後一年間は、何人も前項の調書のインターネットの利用その他の方法による閲覧を求めることができる。
- （届出場所の基準）

- 第四条の二** 法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）に規定する財務省令で定める基準は、次に掲げる要件のすべてに適合することとする。
- （届出場所の基準）
- 一 法第五十条第一項の承認を受けた者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機及び税関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続しており、届出場所（同項に規定する届出に係る場所をいう。以下この条及び第四条の第二号において同じ。）における外貨物の蔵置等（同項に規定する外国貨物の蔵置等をいう。以下同じ。）における外貨物の蔵置等（同項に規定する外貨物の蔵置等をいう。以下同じ。）に関する業務を電子情報処理組織を使用して行うことができる。
- 二 届出場所における外貨物の蔵置等に関する業務を法第五十一条第三号（承認の要件）に規定する規則に基づき、適正かつ確実に遂行できること。
- （法令遵守規則の記載事項）
- 第四条の五** 法第五十一条第三号（承認の要件）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 法及び他の法令（以下この条において「法令」という。）を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項
- イ この号ロからニまでに規定する業務を総括する部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
- ロ 外貨物の蔵置等に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
- ハ 外貨物のセキュリティに関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
- （届出書の添付書類）

- 第四条の四** 合第四十一条第二項第四号（外国貨物の蔵置等を行おうとする場所に係る届出の手続）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- （届出書の添付書類）
- 一 業務委託契約書（外國貨物の蔵置等に関する業務の一部を他の者に委託する場合に限る。）
- 二 貨貸契約書（届出場所に係る土地又は建物を賃借する場合に限る。）
- （法令遵守規則の記載事項）
- 第四条の五** 法第五十二条第三号（承認の要件）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 法及び他の法令（以下この条において「法令」という。）を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項
- イ この号ロからニまでに規定する業務を総括する部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
- （届出書の記載事項）
- 第四条の六** 合第四十二条第一項第三号（保税蔵置場の許可の特例に係る承認の申請の手続等）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、当該事項が同条第二項に規定する規則に記載している場合その他の事由により税関長がその記載の必要がないと認めるとときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。
- （届出書の記載事項）

- 第四条の九** 第四条の三（届出書の記載事項）の規定は、令第五十条の三第一項第五号（保税作業を行おうとする場所に係る届出の手続）に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条の三第一号中「法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）」とあるのは、「法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）」と読み替えるものとする。
- （届出書の記載事項）
- 第四条の十** 第四条の二（届出場所の基準）の規定は、法第六十二条第一項（保税工場の許可の特例）に規定する財務省令で定める基準について準用する。この場合において、第四条の二第一号中「第四条の四第二号」とあるのは「第四条の十（届出書の添付書類）において準用する第四条の四第二号」と、同号及び同条第二号中「外國貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業（法第五十六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税作業をいう。）」と、同号中「法第五十二条第三号」とあるのは「法第六十二条（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する法第五十二条第三号」と読み替えるものとする。
- （届出書の記載事項）
- 第四条の十一** その他の参考となるべき事項
- （承認申請書の記載事項）
- 第四条の十二** 第四条の二（届出場所の基準）の規定は、法第六十二条第一項（保税工場の許可の特例）に規定する財務省令で定める基準について準用する。この場合において、第四条の二第一号中「第四条の四第二号」とあるのは「第四条の十（届出書の添付書類）において準用する第四条の四第二号」と、同号及び同条第二号中「外國貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業（法第五十六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税作業をいう。）」と、同号中「法第五十二条第三号」とあるのは「法第六十二条（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する法第五十二条第三号」と読み替えるものとする。
- （届出書の記載事項）

- 明装置等容易に人の侵入を確認することができる装置を設置すること。
- 口 届出場所の出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知してその監視を行う場所において表示することができる装置を設置すること。
- 四** 法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の承認を受けようとする者の業務に関する事項を規定した規則の名称及び目的に係する事項
- （届出書の記載事項）
- 五** 令第四十二条第一項第二号の規定により記載した保税蔵置場のうち、法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の届出を行おうとする場所の名称
- 四 法第五十二条第一号イからハまで（承認要件）のいずれかに該当する場合には、その事実
- 五 令第四十二条第一項第二号の規定により記載した保税蔵置場のうち、法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の届出を行おうとする場所の名称
- 三 第一号ハに規定する部門における外貨物のセキュリティに関する業務の具体的な内容及び手順
- 四 法第五十二条第一号イからハまで（承認要件）のいずれかに該当する場合には、その事実
- 五 令第四十二条第一項第二号の規定により記載した保税蔵置場のうち、法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の届出を行おうとする場所の名称
- 三 第一号ハに規定する部門における外貨物のセキュリティに関する業務の具体的な内容及び手順
- 四 法第五十二条第一号イからハまで（承認要件）のいずれかに該当する場合には、その事実
- 五 令第四十二条第一項第二号の規定により記載した保税蔵置場のうち、法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の届出を行おうとする場所の名称
- 三 第一号ハに規定する部門における外貨物のセキュリティに関する業務の具体的な内容及び手順
- 四 法第五十二条第一号イからハまで（承認要件）のいずれかに該当する場合には、その事実
- 五 令第四十二条第一項第二号の規定により記載した保税蔵置場のうち、法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の届出を行おうとする場所の名称

(届出書の添付書類)

第四条の十 第四条の四 (届出書の添付書類) の規定は、令第五十条の三第二項第四号 (保税作業を行おうとする場所に係る届出の手続) に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第四条の四第一号中「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業 (法第五十六条第一項 (保税工場の許可)) に規定する保税作業をいう。」と読み替えるものとする。

(法令遵守規則の記載事項)

第四条の十一 第四条の五 (法令遵守規則の記載事項) の規定は、法第六十二条 (保税蔵置場の許可) の規定についての規定の準用) において準用する法第五十一条第三号 (承認の要件) に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条の五第一号中「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業 (法第五十六条第一項 (保税工場の許可)) に規定する保税作業をいう。第五号において同じ。」と、同条第五号中「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業」と、同条第七号中「法第三十四条の二 (博覧会等の指定)」と読み替えるものとする。

(承認申請書の記載事項)

第四条の十二 第四条の六 (承認申請書の記載事項) の規定は、令第五十条の四第一項第三号 (保税工場の許可) の特例に係る承認の申請の手続等に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条の六第一号中「令第四十二条第一項第一号」とあるのは「令第五十条の四第一項第一号」と、同条第三号中「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業 (法第五十六条第一項 (保税工場の許可)) に規定する保税作業をいう。」と、「法第四十三条第六号」とあるのは「法第六十二条 (保税作業)」と、「法第四十五条第一項第一号」とあるのは「法第六十二条 (保税工場のうち)」と、「法第四十五条第一項第二号」とあるのは「令第五十条の四第一項第二号」と、「保税蔵置場のうち」とあるのは「保税工場のうち」と、「法第六十二条第一項 (保税工場の特例)」とあるのは「法第六十五条第一項 (保税工場の特例)」と読み替えるものとする。

(届出書の記載事項)

第四条の十三 第四条の七 (届出書の記載事項) の規定は、令第五十五条の三 (保税運送の承認) を受けることを要しない区間) の規定による外國貨物の管理は、次の各号に掲げる帳簿の区分の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出の手続) に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条の五第一号中「法第五十条第一項 (保税蔵置場の許可) の特例)」とあるのは「法第六十一条の五第一号中「法第五十条第一項 (保税工場の特例)」と、同条第六十一条の五第一項」と読み替えるものとする。

(博覧会等の指定)

第五条 令第五十五条の二 (博覧会等の指定) に規定する財務省令で定める博覧会 (見本市その他これらに類するもの (以下「博覧会等」といふ。)) は、次の各号に掲げるものとする。

一 國際博覧会に関する条約の適用を受けて開催される國際博覽会及び國際機関又は本邦若しくは外國の政府若しくは地方公共団体が開催する博覧会等 (その目的、内容等を勘査して税關長が承認したものに限る。)

二 独立行政法人日本貿易振興機構その他これに準ずる者 (次号において「独立行政法人日本貿易振興機構等」という。) が開催する博覧会等 (その目的、内容等を勘査して税關長が承認したものに限る。)

三 独立行政法人日本貿易振興機構その他これらに準ずる者 (次号において「独立行政法人日本貿易振興機構等」という。) が開催する博覧会等 (その目的、内容等を勘査して税關長が承認したものに限る。)

(特定保稅運送に係る貨物の管理)

第七条の二 令第五十五条の三 (保税運送の承認) を受けることを要しない区間) の規定による外國貨物の管理は、次の各号に掲げる帳簿の区分の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出の手續) に規定する財務省令で定める事項について准用する。この場合において、第四条の五第一号中「法第五十五条の三第一項 (輸出申告の特例)」とあるのは「法第六十三条の二第一項 (保税運送の特例)」に規定する特定保稅運送 (以下この条及び次条において「特定保稅運送等」という。) 及び特定委託輸出申告 (法第六十七条の三第一項 (輸出申告の特例) に規定する特定委託輸出申告をいう。以下同じ。) に係る貨物の運送 (以下この条及び次条において「特定保稅運送等」という。) に関する業務

一 法第三十四条の二 (記帳義務) に規定する特定保稅地城に係る帳簿を除く。) 令第二十九条の二第一号及び第十一号に掲げる場合に該当する特定保稅運送貨物につきこれらの号に定める事項 (申請書の記載事項)

二 法第三十四条の二に規定する帳簿 (総合保税地域に係る帳簿に限る。) 令第二十九条の二第一号及び第十一号に掲げる場合に該当する特定保稅運送貨物につきこれらの号に定める事項 (申請書の記載事項)

三 法第六十五条の三 (記帳義務) に規定する帳簿 (令第五十五条の五第一項第一号及び第七号 (記帳義務) に掲げる場合に該当する特定保稅運送貨物につきこれらの号に定める事項 (申請書の記載事項)

四 法第六十三条の四第一号イからチまで (承認の要件) のいずれかに該当する場合には、そ

その事実

五 次に掲げる業務を行う営業所の名称

イ 特定保稅運送等に関する業務

ロ 特定保稅運送等に係る貨物のセキュリティに関する業務

(特定保稅運送に係る貨物の管理)

第七条の四 法第六十三条の四第三号 (承認の要件) に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

イ 関する業務

四 法令遵守規則の記載事項

第七条の四 法第六十三条の二第一項 (保税運送の特例) の承認を受けようとする者の業務に係る業務の具体的な内容及び手順

二 前号イ、ロ及びニに規定する部門における業務の具体的な内容及び手順

三 第一号ハに規定する部門における特定保稅運送等に係る貨物のセキュリティに関する業務の具体的な内容及び手順

四 法第六十三条の二第一項 (保税運送の特例) の承認を受けようとする者の業務に係る業務の具体的な内容及び手順

者が令第五十五条の六各号（国際運送貨物取扱業者の承認の要件に係る法律の指定）に掲げる者である場合にあつては、当該各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める法律及びその法律に基づく命令を含む）を除く。の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項。

五 特定保稅運送等又は特定保稅運送等に係る貨物のセキユリティに関する業務の一部を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行う業務の運営についての管理及び指導に関する事項。

六 稅関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置。

七 運送目録（法第六十三条の二第二項に規定する運送目録をいう。）の作成、管理並びに税関への提示及び提出に関する事項。

八 法第六十三条の二第一項の承認を受けようとする者の財務の状況に関する事項。

九 法第六十三条の二第一項の承認を受けようとする者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するため必要な教育及び研修に関する事項。

十 法令に違反した者に対する懲罰に関する事項。

十一 その他参考となるべき事項。

（保税運送の特例の適用を受ける必要がなくない旨の届出書の記載事項）

第七条の五 令第五十五条の七第四号（保税運送の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出の手続）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第六十三条の二第一項（保税運送の特例）の規定の適用を受ける必要がなくなつた理由。

二 届出を行おうとする者が行つた特定保稅運送貨物のすべてが運送先に到着している旨（輸入申告書の記載事項）

（輸入申告書の記載事項）

二 前号に掲げる場合以外の場合（当該貨物に係るプラットフォームの名称等又は当該プラットフォームを提供する者若しくは当該貨物の販売者の氏名若しくは名称）の使用に係る電子計算機の映像面に表示される呼称をいう。次号において同じ。）

（特定輸出者等の輸出申告手続における電子情報処理組織の使用の特例）

第七条の七 令第五十九条の七第四項（特定輸出者等の輸出申告手続）（令第六十五条において同様に規定する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他正當な理由によるとする者は、「仕向人」と、同項第二号ホ中「第八十三条第六項」とあるのは、「第五十九条の十二第二項」とする。

（保存義務者についての規定の準用）

第八条 第九条の十から第十条の三まで（輸入又は輸出の許可書に係る規定の適用・関税関係帳簿書類の電子的記録による保存等・関税関係帳簿の保存等・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）の規定は、特定輸出者が備付け及び保存をする特定輸出関税関係帳簿（法第六十七条の八第一項（特定輸出者に係る帳簿の備付け等）に規定する特定輸出関税関係帳簿をいう。）並びに特定輸出者が保存をする特例の規定による特定輸出関税関係書類をいう。以下同じ。）並びに特定輸出者が行う法第九十四条の五（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に規定する電子取引について準用する。この場合において、第九条の十中「輸入又は輸出」とあるのは、「輸出」と、「第八十三条第五項」とあるのは、「第五十九条の十二第三項」と、「関税関係書類」とあるのは、「特定輸出関税関係書類」と、「第五十四条の五」とあるのは、「第六十七条の八第一項において準用する法第九十四条の五」と、「第五十条第四項第二号ロ（1）及び第九項、第十一条第一項第七号に規定するプラットフォーム（令第五十九条第一項第七号に規定するプラットフォームをいう。）」が、当該プラットフォームを提供する者以外の者である販売者（同項第六号に規定する販売者をいう。次号において同じ。）により利用されるものであることが明らかな場合（当該プラットフォームの名称等（名称又は名称に代わるものとして当該貨物の購入者（同項第六号イに規定する購入者をいう。）の）の利用に係る電子計算機の映像面に表示される呼称をいう。次号において同じ。）

（特定輸出申告（法第六十七号（輸入申告の特例）に規定する特定輸出申告申告をいう。第五号において同じ。）に規定する事項）

二 前号イ、ロ及びニに規定する部門における業務の具体的な内容及び手順。

三 第一号ハに規定する部門における特定輸出貨物のセキユリティに関する業務の具体的な内容及び手順。

四 法第六十七条の三第一項第一号の承認を受けるようとする者の業務を他の者に委託している場合においては、その役員を含む。又はその代理人、支配人その他の従業者が法令（法その他の関税に関する法令を除く。）の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項。

五 特定輸出申告又は特定輸出貨物のセキユリティに関する業務を他の者に委託している場合においては、当該他の者が行うこれらの業務の運営についての管理及び指導に関する事項。

六 反する事態が生じた場合における対処のための措置。

七 特定輸出関税関係帳簿及び特定輸出関税関係書類の作成、保管及び管理に関する事項。

八 法第六十七条の三第一項第一号の承認を受けるようとする者の財務の状況に関する事項。

九 法第六十七条の三第一項第一号の承認を受けるようとする者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するため必要な教育及び研修に関する事項。

十 法令に違反した者に対する懲罰に関する事項。

（法令遵守規則の記載事項）

第八条の三 法第六十七条の六第三号（承認の要件）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法及び他の法令（以下この条において「法令」という。）を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項。

イ この号ロからニまでに規定する業務を総括する部門の名称並びに責任者の氏名及び職名。

ロ 特定輸出申告（法第六十七条の三第三項（輸出申告の特例）に規定する特定輸出申告をいう。第五号において同じ。）に規定する事項。

（申請書の記載事項）

第十八条の四 令第五十九条の十六第一項第三号（認定製造者の認定の申請の手続等）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、当該事項が同条第二項に規定する規則に記載されている場合その他の事由により税関長がその記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

一 申請者（令第五十九条の十六第一項に規定する申請者をいう。次号及び第七号において

同じ。) (その者が法人である場合を除く。)

二 申請者 (その者が法人である場合に限る。) の性別、生年月日及び履歴

三 特定製造貨物管理業務 (法第六十七条の十の役員の氏名、性別、生年月日及び履歴、資本並びに業務の種類及び概要)

四 特定製造貨物輸出者 (法第六十七条の十三第三項第二号イ及びロ) (製造者の認定) に規定する業務をいう。次条第一号において同じ。

五 特定製造貨物輸出者 (その者が法人である場合に限る。) (その者に直接携わる担当者の氏名、性別、生年月日、職名及び履歴)

六 特定製造貨物輸出申告 (法第六十七条の三第一項に規定する特定製造貨物輸出者をいう。次号及び第八号において同じ。) (その者が法人である場合を除く。) の性別、生年月日及び履歴

七 特定製造貨物輸出者 (その者が法人である場合に限る。) (その者に直接携わる担当者の氏名、性別、生年月日及び履歴並びに資本金)

八 特定製造貨物輸出申告 (法第六十七条の三第一項 (輸出申告の特例) に規定する特定製造貨物輸出申告をいう。) に関する業務に直接携わる担当者の氏名、性別、生年月日及び履歴

九 特定製造貨物輸出申告 (法第六十七条の三第一項イからチまでのいずれかに該当する場合には、その事実)

九 特定製造貨物を管理する場所の所在地及び名称

(実施規則の記載事項)

第九条の五 法第六十七条の十三第三項第二号ハ (製造者の認定) に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法及び他の法令 (以下この条において「法令」という。) に基づき特定製造貨物管理業務を適正かつ確実に行うために必要な体制を整えるための次に掲げる事項

イ この号ロからニまでに規定する業務を総括する部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

ロ 特定製造貨物の輸出に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

ハ 特定製造貨物のセキュリティに関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

二 法令の遵守状況の監査に関する業務を行った結果の報告書の提出

三 貨物のセキュリティに関する業務の具体的内容及び手順

四 法第六十七条の十三第一項の認定を受けようとする者の業務に關し、その者 (その者が法人である場合においては、その役員を含む。) 又はその代理人、支配人その他の従業者が法令法その他の関税に関する法令を除く。) の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項

五 特定製造貨物の輸出又はセキュリティに関する業務の一部を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行うこれらの業務の運営についての管理及び指導に関する事項

六 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置

七 法第六十七条の十三第一項の認定を受けようとする者の財務の状況に関する事項

八 法第六十七条の十三第一項の認定を受けようとする者 (その者が法人である場合においては、その役員を含む。) 又はその代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するために必要な教育及び研修に関する事項

九 法令に違反した者に対する懲罰に関する事項

十 その他参考となるべき事項

(届出書の記載事項)

第九条の六 法第五十九条の十七第四号 (認定製造者の認定) を受けている必要がなくなった旨の届出の手続) に規定する財務省令で定める事項は、法第六十七条の十三第一項 (製造者の認定) の認定を受けている必要がなくなった理由とする。

一 特例輸入者等の輸入申告手続における電子情報処理組織の使用の特例

二 報處理組織の使用の特例

三 報處理組織の使用の特例

四 報處理組織の使用の特例

五 報處理組織の使用の特例

六 報處理組織の使用の特例

七 報處理組織の使用の特例

八 報處理組織の使用の特例

九 報處理組織の使用の特例

十 報處理組織の使用の特例

(帳簿の記載事項)

第九条の七 法第五十九条の二十第二項 (特例輸入等の輸入申告手続) (令第三十六条の三第八項等の輸入申告手続) (令第五十条の二 第五十一条の四第四項及び第五十二条の十二第八項において準用する場合を含む。) において準用する場合を含む。以下この条において同じ。) に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他正当な理由により電子情報処理組織を使用して令第五十九条の二十第二項に規定する輸入申告を行うことができないことにについて税関長が認めた場合とする。

(申請書の記載事項)

第九条の八 令第六十九条第一項第三号 (認定通関業者の認定の申請の手続等) に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請者 (令第六十九条第一項に規定する申請者をいう。次号及び第七号において同じ。) (その者が法人である場合を除く。) の性別、生年月日及び履歴

二 申請者 (その者が法人である場合に限る。) の役員の氏名、性別、生年月日及び履歴、資本並びに通関業務 (通関業法 (昭和四十二年法律第百二十二号) 第一条第一号 (定義) に規定する通関業務をいう。次号及び第九条の八第一号ロにおいて同じ。) 以外の業務の種類及び概要 (輸出しようとする貨物又は外國貨物の管理、運送その他の取扱いに関する業務を行っている場合に限る。)

三 通関業務及び関連業務 (通関業法第七条 (関連業務) に規定する通関業務をいう。) に直接携わる担当者の氏名、性別、生年月日、職名及び履歴

四 法第七十九条第三項第一号イからホまで (通関業者の認定) のいずれかに該当する場合には、その事実

五 通関業法第八条第一項 (營業所の新設) の規定により許可を受けている營業所の所在地及び名称

六 前号に規定する營業所のうち、特例申告貨物 (法第七条の二第一項 (申告の特例) に規定する特例委託輸入者に係るものに限る。次条第一号及び第九条の八において同じ。) に係る輸入申告及び特例申告を行う予定の營業所並びに特定委託輸出申告を行う予定の營業所の名称

七 申請者が法第五十条第一項 (保税蔵置場の許可の特例)、第六十一条の五第一項 (保税工場の特例) 又は第六十三条の二第一項 (保税運送の特例) の承認を受けている場合には、その事実

(輸出及び輸入に関する業務の基準)
第九条の七 法第七十九条第三項第二号(通関業者の認定)に規定する財務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 特例申告貨物に係る輸入申告において、令第五十九条(輸入申告の手続)に規定する輸入申告書に記載する事項が当該申告に係る貨物の現況と一致することを、当該貨物及び仕入書その他の関係書類により的確に確認するための体制が整備されていること。

二 特定委託輸出申告において、令第五十九条の七第二項において準用する同条第一項(特定輸出者等の輸出申告手続)により適用する令第五十八条(輸出申告の手続)に規定する輸出申告書に記載する事項が当該特定委託輸出申告に係る貨物の現況と一致することを、税關長が適当と認める方法により的確に確認する体制が整備されていること。

三 運送中の特定委託輸出申告に係る貨物について事故が発生した場合その他認定通関業者が当該貨物を運送する特定保稅運送者(法第六十三条の二第一項(保稅運送の手続)に規定する特定保稅運送者をいう。以下この号において同じ。)に連絡を行う必要がある場合において、当該特定保稅運送者と速やかに連絡ができる体制が整備されていること。

四 前三号に掲げるもののほか、輸出及び輸入に関する業務を適正かつ確実に行う体制が整備されていること。

五 前各号に掲げる業務について、法、通関業法及び他の法令を遵守するために必要かつ十分な体制が整備されていること。

(法令遵守規則の記載事項)

第九条の八 法第七十九条第三項第三号(通関業者の認定)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法、通関業法及び他の法令(以下この条において「法令」という。)を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項

イ この号口から二までに規定する業務を総括する部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

ロ 特例申告貨物に係る輸入申告及び特例申告並びに特定委託輸出申告を含む通関業務において「輸出入関連業務」という。)を

行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

ハ 特例申告貨物及び特定委託輸出申告に係る貨物のセキユリティに関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名	二 前号イ、ロ及びニに規定する部門における業務の具体的な内容及び手順
ニ 法令の遵守状況の監査に関する業務を行ったための体制が整備されていること。	三 第一号ハに規定する部門における特例申告
一 特定委託輸出申告において、令第五十九条の七第二項において準用する同条第一項(特定輸出者等の輸出申告手続)により適用する令第五十八条(輸出申告の手続)に規定する輸出申告書に記載する事項が当該特定委託輸出申告に係る貨物の現況と一致することを、当該貨物及び仕入書その他の関係書類により的確に確認するための体制が整備されていること。	四 法第七十九条第一項の認定を受けようとする者の業務に關し、その者(その者が法人である場合においては、その役員を含む。)又はその代理人、支配人その他の従業者が法令(法その他の関税に関する法令及び通関業法を除く。)の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項
二 特定委託輸出申告に係る貨物のセキユリティに関する業務の具体的な内容及び手順	五 輸出入関連業務又は特例申告貨物及び特定委託輸出申告に係る貨物のセキユリティに関する業務を他の者に委託している場合においては、当該他の者が行う業務の運営について
三 運送中の特定委託輸出申告に係る貨物について事故が発生した場合その他認定通関業者が当該貨物を運送する特定保稅運送者(法第六十三条の二第一項(保稅運送の手続)に規定する特定保稅運送者をいう。以下この号において同じ。)に連絡を行う必要がある場合において、当該特定保稅運送者と速やかに連絡ができる体制が整備されていること。	六 税關との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置
四 前三号に掲げるもののほか、輸出及び輸入に関する業務を適正かつ確実に行う体制が整備されていること。	七 帳簿書類(通関業法第二十二条第一項(記帳、届出、報告等)に規定する帳簿及び書類をいう。)の作成、保管及び管理に関する事項
五 前各号に掲げる業務について、法、通関業法及び他の法令を遵守するために必要かつ十分な体制が整備されていること。	八 法第七十九条第一項の認定を受けようとする者の財務の状況に関する事項
六 法第七十九条第一項の認定を受けようとする者(その者が法人である場合においては、その役員を含む。)又はその代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するために必要な教育及び研修に関する事項	九 法第七十九条第一項の認定を受けようとする者(その者が法人である場合においては、その役員を含む。)又はその代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するために必要な教育及び研修に関する事項
七 法令に違反した者に対する懲罰に関する事項	十 法令に違反した者に対する懲罰に関する事項
八 法第七十九条第一項の認定を受けようとする他の参考となるべき事項	十一 法第七十九条第一項の認定を受けようとする他の参考となるべき事項
九 法第七十九条第一項の認定を受けようとする他の参考となるべき事項	十 法令に違反した者に対する懲罰に関する事項

ハ 特例申告貨物及び特定委託輸出申告に係る貨物のセキユリティに関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名	二 一 当該税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと。
ニ 法令の遵守状況の監査に関する業務を行ったための体制が整備されていること。	二 二 前号イ、ロ及びニに規定する部門における業務の具体的な内容及び手順
一 特定委託輸出申告において、令第五十九条の七第二項において準用する同条第一項(特定輸出者等の輸出申告手続)により適用する令第五十八条(輸出申告の手続)に規定する輸出申告書に記載する事項が当該特定委託輸出申告に係る貨物の現況と一致することを、当該貨物及び仕入書その他の関係書類により的確に確認するための体制が整備されていること。	三 三 第一号ハに規定する部門における特例申告
二 特定委託輸出申告において、令第五十九条の七第二項において準用する同条第一項(特定輸出者等の輸出申告手続)により適用する令第五十八条(輸出申告の手続)に規定する輸出申告書に記載する事項が当該特定委託輸出申告に係る貨物の現況と一致することを、当該貨物及び仕入書その他の関係書類により的確に確認するための体制が整備されていること。	四 四 法第七十九条第一項の認定を受けようとする者の業務に關し、その者(その者が法人である場合においては、その役員を含む。)又はその代理人、支配人その他の従業者が法令(法その他の関税に関する法令及び通関業法を除く。)の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項
三 運送中の特定委託輸出申告に係る貨物について事故が発生した場合その他認定通関業者が当該貨物を運送する特定保稅運送者(法第六十三条の二第一項(保稅運送の手続)に規定する特定保稅運送者をいう。以下この号において同じ。)に連絡を行う必要がある場合において、当該特定保稅運送者と速やかに連絡ができる体制が整備されていること。	五 五 輸出入関連業務又は特例申告貨物及び特定委託輸出申告に係る貨物のセキユリティに関する業務を他の者に委託している場合においては、当該他の者が行う業務の運営について
四 前三号に掲げるもののほか、輸出及び輸入に関する業務を適正かつ確実に行う体制が整備されていること。	六 六 税關との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置
五 前各号に掲げる業務について、法、通関業法及び他の法令を遵守するために必要かつ十分な体制が整備されていること。	七 七 帳簿書類(通關業法第二十二条第一項(記帳、届出、報告等)に規定する帳簿及び書類をいう。)の作成、保管及び管理に関する事項
六 法第七十九条第一項の認定を受けようとする他の参考となるべき事項	八 八 法第七十九条第一項の認定を受けようとする他の参考となるべき事項
七 法令に違反した者に対する懲罰に関する事項	九 九 法第七十九条第一項の認定を受けようとする他の参考となるべき事項

ハ 特例申告貨物及び特定委託輸出申告に係る貨物のセキユリティに関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名	二 二 一 当該税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと。
ニ 法令の遵守状況の監査に関する業務を行ったための体制が整備されていること。	二 二 二 前号イ、ロ及びニに規定する部門における業務の具体的な内容及び手順
一 特定委託輸出申告において、令第五十九条の七第二項において準用する同条第一項(特定輸出者等の輸出申告手続)により適用する令第五十八条(輸出申告の手続)に規定する輸出申告書に記載する事項が当該特定委託輸出申告に係る貨物の現況と一致することを、当該貨物及び仕入書その他の関係書類により的確に確認するための体制が整備されていること。	三 三 第一号ハに規定する部門における特例申告
二 特定委託輸出申告において、令第五十九条の七第二項において準用する同条第一項(特定輸出者等の輸出申告手續)により適用する令第五十八条(輸出申告の手續)に規定する輸出申告書に記載する事項が当該特定委託輸出申告に係る貨物の現況と一致することを、当該貨物及び仕入書その他の関係書類により的確に確認するための体制が整備されていること。	四 四 法第七十九条第一項の認定を受けようとする者の業務に關し、その者(その者が法人である場合においては、その役員を含む。)又はその代理人、支配人その他の従業者が法令(法その他の関税に関する法令及び通關業法を除く。)の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項
三 運送中の特定委託輸出申告に係る貨物について事故が発生した場合その他認定通關業者が当該貨物を運送する特定保稅運送者(法第六十三条の二第一項(保稅運送の手續)に規定する特定保稅運送者をいう。以下この号において同じ。)に連絡を行う必要がある場合において、当該特定保稅運送者と速やかに連絡ができる体制が整備されていること。	五 五 輸出入関連業務又は特例申告貨物及び特定委託輸出申告に係る貨物のセキユリティに関する業務を他の者に委託している場合においては、当該他の者が行う業務の運営について
四 前三号に掲げるもののほか、輸出及び輸入に関する業務を適正かつ確実に行う体制が整備されていること。	六 六 税關との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置
五 前各号に掲げる業務について、法、通關業法及び他の法令を遵守するために必要かつ十分な体制が整備されていること。	七 七 帳簿書類(通關業法第二十二条第一項(記帳、届出、報告等)に規定する帳簿及び書類をいう。)の作成、保管及び管理に関する事項
六 法第七十九条第一項の認定を受けようとする他の参考となるべき事項	八 八 法第七十九条第一項の認定を受けようとする他の参考となるべき事項
七 法令に違反した者に対する懲罰に関する事項	九 九 法第七十九条第一項の認定を受けようとする他の参考となるべき事項

三 その他参考となるべき事項

前項の規定により過去分重要書類に係る電磁的記録の保存をする保存義務者が、災害その他のやむを得ない事情により、法第九十四条の第二項前段に規定する財務省令で定めるところに従つて当該電磁的記録の保存をすることはできることとなつたことを証明した場合には、前項の規定にかかわらず、当該電磁的記録の保存をすることができる。ただし、当該事情が生じなかつたとした場合において、当該財務省令で定めるところに従つて当該電磁的記録の保存をすることができないこととなつたと認められるときは、この限りでない。

法第九十四条の二第三項後段に規定する財務省令で定める要件は、同項後段の関税関係帳簿に係る電磁的記録について、当該関税関係帳簿の保存場所に、令第八十三条第六項の規定により当該関税関係帳簿を保存しなければならないこととされている期間、保存が行われることとする。

(関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

第十条の二 法第九十四条の三第一項（関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）の規定により関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をする者に限る。以下この条において同じ。）は、前条第一項各号に掲げる要件（当該保存義務者が第二条第四項第二号（関税関係帳簿の電磁的記録による保存等）に定める要件に従つて当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を行つている場合には、前条第一項第三号に掲げる要件を除く。）及び次に掲げる要件に従つて当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を行つている場合には、前条第一項第五号」と、「同号ハ（2）及び（3）に係る部分に限る。」とあるのは、「同号（ロ及びハに係る部分に限る。）」と、「同号ハ（1）」とあるのは、「同号イ」とする。

イ 当該電子計算機出力マイクロフィルムの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類

四 次に掲げる事項が記載された書類

(1) 保存義務者（保存義務者が法人（法人社団等を含む。）である場合には、当該法人の関税関係帳簿の保存に関する事務の責任者である者の当該関税関係帳簿に係る電磁的記録が真正に出力され、当該電子計算機出力マイクロフィルムが作成された旨を証する記載及びその氏名の作成責任者の氏名

(2) 当該電子計算機出力マイクロフィルムの内容を当該電子計算機出力マイクロフィルムの作成年月日
 (3) 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保

二 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存をする場所に、日本産業規格B七一八六に規定する基準を満たすマイクロフィルムリーダプリンタ及びその操作説明書を備え付け、当該電子計算機出力マイクロフィルムの内容

二 当該電子計算機出力マイクロフィルムの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようしておくこと。

二 当該電子計算機出力マイクロフィルムの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようしておくこと。

二 当該電子計算機出力マイクロフィルムの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようしておくこと。

四 法第九十四条の三第三項に規定する財務省令で定める場合は、法第九十四条の二第一項（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）の規定により関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該関税関係帳簿又は同項第二項の規定により関税関係帳簿に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係帳簿の保存しないこととされており関税関係帳簿又は関税関係帳簿を保存しなければならないこととされる期間をいう。）の全期間（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつてこれらの電磁的記録の保存に代えようとする日以後の期間に限る。）につき電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつてこれらの電磁的記録の保存に代えようとする場合とする。

三 第一項及び第二項の規定は、法第九十四条の三第三項の規定により関税関係帳簿又は関税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該関税関係帳簿又は関税関係帳簿に係る電磁的記録の保存に代えようとする保存義務者の当該関税関係帳簿又は関税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について当該関税関係帳簿の保存に代えようとする保存義務者の当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について準用する。

四 第十条の三 法第九十四条の五（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）と、「第二条第四項第二号（関税関係帳簿の電磁的記録による保存等）に定める要件に従つて当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を行つた場合には、次項又は第三項に定める電子取引をいう。以下この項において同じ。）は、電子取引（法第九十四条の五に規定する電子取引をいう。以下この項において同じ。）を行つた場合には、次項又は第三項に定めるところにより法第九十四条の五ただし書の電磁的記録による保存等）に掲げる要件に従つて」と、「同号ハ（2）及び次」とあるのは、「同号ハ（2）（2）及び（3）に係る部分に限る。」とあるのは、「同号（ロ及びハに係る部分に限る。）」と、「同号ハ（1）」とあるのは、「同号イ」とする。

一 当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプが付された後、当該取引情報の授受を行うこと。
 二 次に掲げる方法のいずれかにより、当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すことを当該取引情報の授受後、速やかに行うこと。
 (当該取引情報の授受から当該記録情報のタイムスタンプを付すまでの各事務の処理にかかる期間を経過した後、速やかに行うこと。
 ロ 当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付することをその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行うこと。
 ハ 当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付することをその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行うこと。
 パー 当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付することをその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行うこと。
 パー 当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付することをその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行うこと。

三 四 受取及び当該電磁的記録の記録の保存を行うこと。
 ロ 当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行つた場合には、これらの事実及び内容を確認することができる。
 ハ 当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと。
 パー 当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行つた場合には、これらの事実及び内容を確認することができる。
 パー 当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行つた場合には、これらの事実及び内容を確認することができる。

四 当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行つた場合には、これらの事実及び内容を確認することができる。

四 法第九十四条の五ただし書の規定により同条第六項（帳簿の記載事項等）の規定により、当該書面を保存すべきこととなる場所に、当該書面を保存すべきこととなる期間、次に掲げる

四 指置のいずれかを行い、第十一条第一項第二号及び第四項第五号（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）並びに同項第六号において準用する同条第一項第一号（イに係る部分に限る。）に掲げる要件（当該保存義務者が法第二百五条（税職員の権限）の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、第十条第四項第一号（ロ及びハに係る部分に限る。）に掲げる要件（当該保存義務者が法第二百五条（税職員の権限）の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができることとされる期間をいう。）に従つて保存しなければならないこととする。）に従つて保存しなければならない。

五 一 当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプが付された後、当該取引情報の授受を行うこと。
 二 次に掲げる方法のいずれかにより、当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すこと。
 ロ 当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付することをその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行うこと。
 ハ 当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付することをその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行うこと。
 パー 当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付することをその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行うこと。
 パー 当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付することをその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行うこと。

四 当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行つた場合には、これらの事実及び内容を確認することができる。

保存をする保存義務者は、当該電子計算機出力マイクロフィルムを、第一項に規定する場所に、同項に規定する期間、前条第二項において読み替えて準用する同条第一項に定める要件に従つて保存しなければならない。この場合においては、前条第三項の規定を準用する。この場合における（貨物を業として輸入する者についての規定の準用）

第十一條 前三条の規定は、法第九十四条の第二項（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）に規定する保存義務者（法第九十四条第二項（帳簿の備付け等）の業として輸出する者に限る。以下この条において同じ。）が備付け及び保存をする関税関係帳簿並びに保存義務者が保存をする関税関係書類並びに保存義務者が行う法第九十四条の五（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に規定する電子取引について準用する。この場合において、第十条第四項第二号ロ（1）及び第九項（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第十条の二第四項（関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）並びに前条第一項中「第八十三条第六項」とあるのは「第八十三条第八項」と、第十条第四項第三号中「輸入」とあるのは「輸出」と、同条第七項中「輸入申告」とあるのは「輸出申告」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、第十条第一項及び第十一条の二第一項の規定による第二条第四項各号（関税関係帳簿の電磁的記録による保存等）に定める要件の適用については、同項第一号ロ及びハ並びに第二号ハ中「輸入」とあるのは「輸出」と、同項第一号ハ（1）中「仕出入」とあるいは「仕向人」と、同項第一号ホ中「第八十三条第六項」とあるのは「第八十三条第八項」とする。

（税関事務管理人の届出手続）

第十二条の二 令第八十四条第一項第五号（税関事務管理人の届出手続）に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

一 税関事務管理人に処理させる法第九十五条第一項（税関事務管理人）に規定する税関関係手続等

二 法第九十五条第一項に規定する申告者等及び税関事務管理人の職業又は事業

2 令第八十四条第二項に規定する財務省令で定める書類は、同条第一項第四号の契約の内容を定

する。」とする。

（税関事務管理人に処理させる必要があると認められる税関事務管理人による手続等）

第十二条の三 法第九十五条第三項（税関事務管理人）に規定する財務省令で定める税関関係手続等は、次に掲げる事項その他これに類する事項とする。

一 関税に関する調査その他の法第九十五条第一項に規定する税関関係手続等において税関長又は税関職員（次号において「税関長等」という。）が同条第三項の申告者等に対して発する書類を受領し、及び当該申告者等に対して当該書類を送付すること。

二 関税に関する調査その他の法第九十五条第一項に規定する税関関係手続等において同条第三項の申告者等が税関長等に対して提出する書類を受領し、及び当該税関長等に対して当該書類を提出すること。

（税関長の権限の委任に係る所轄の意義）

第十二条 令第九十二条第一項（税関長の権限の委任）の規定により委任される同項第一号に掲げる権限に係る处分の対象となる事項の所轄については、管轄区域によるものとする。ただし、これによることが適當でないと認めるときは、税関長が別に定める所轄によることができる。

附 則

この省令は、関税法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第三十六号）附則第一項に規定する指定日から施行する。

附 則（昭和四四年三月三一日大蔵省令第一五号）抄

1 この省令は、昭和四四年四月一日から施行する。

2 指定保税地域の指定又はその取消しに際して行なう聴聞の手続に関する省令（昭和二十九年大蔵省令第六十五号）は廃止する。

附 則（昭和四五年四月一日大蔵省令第一九号）抄

1 この省令は、利税率等の表示の年利建て移行に関する法律（昭和四十五年法律第十三号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和四六年一月三〇日大蔵省令第一九号）抄

1 この省令は、平成四年五月一日から施行する。

2 改正前の別紙第2号書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成四年五月一日大蔵省令第四三号）

1 この省令は、平成四年四月一日から施行する。

2 改正前の別紙第2号書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成四年四月一七日大蔵省令第二三号）

1 この省令は、平成四年五月一日から施行する。

2 改正前の別紙第2号書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成六年九月三〇日大蔵省令第一〇〇号）

1 この省令は、平成四年五月一日から施行する。

2 改正前の別紙第2号書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成一四年一二月二七日財務省令第七三号）

1 この省令は、平成十五年一月六日から施行する。

2 改正前の別紙第2号書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成一五年三月三一日財務省令第四三号）

1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

2 改正前の別紙第2号書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成一五年九月三〇日財務省令第九九号）

1 この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

2 改正前の別紙第2号書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

この省令は、昭和四八年四月一日から施行する。

附 則（昭和五五年五月二二日大蔵省令第二一号）

1 この省令は、平成九年十月一日から施行する。

2 改正前の別紙第二号書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（昭和六二年三月二七日大蔵省令第一二号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正前の別紙第二号書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（昭和六三年一二月二三日大蔵省令第四八号）

1 この省令は、昭和六四年一月一日から施行する。

2 改正前の別紙第二号書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（昭和六四年一月一日大蔵省令第一五三号）抄

1 この省令は、法の施行の日から施行する。

2 改正前の別紙第二号書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（昭和六四年七月一二日大蔵省令第六五号）

1 この省令は、昭和六四年八月二一日から施行する。

2 改正前の別紙第二号書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（昭和一四年三月二九日財務省令第六六号）

1 この省令は、平成十三年三月一日から施行する。

2 改正前の別紙第二号書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成一四年八月二一日大蔵省令第六六号）

1 この省令は、平成十三年八月一日から施行する。

2 改正前の別紙第二号書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成一四年三月二九日財務省令第六七号）

1 この省令は、平成十四年三月一日から施行する。

2 改正前の別紙第二号書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成一四年三月二九日大蔵省令第六七号）

1 この省令は、平成十四年三月一日から施行する。

2 改正前の別紙第二号書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成一四年三月二九日大蔵省令第六八号）

1 この省令は、平成十四年三月一日から施行する。

2 改正前の別紙第二号書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成一四年三月二九日大蔵省令第六九号）

1 この省令は、平成十五年三月一日から施行する。

2 改正前の別紙第二号書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成一五年三月三〇日大蔵省令第六九号）

1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

2 改正前の別紙第二号書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成一五年九月三〇日財務省令第六九九号）

1 この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

2 改正前の別紙第二号書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成九年九月二六日大蔵省令第七二号）

1 この省令は、平成九年十月一日から施行する。

2 改正前の別紙第二号書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成一一年三月三一日大蔵省令第六六号）

1 この省令は、平成十二年一月一日から施行する。

2 改正前の別紙第二号書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成一一年三月三一日大蔵省令第六七号）

1 この省令は、平成十三年三月一日から施行する。

2 改正前の別紙第二号書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成一一年三月三一日大蔵省令第六八号）

1 この省令は、平成十三年三月一日から施行する。

2 改正前の別紙第二号書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成一一年三月三一日大蔵省令第六九号）

1 この省令は、平成十三年三月一日から施行する。

2 改正前の別紙第二号書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成一一年三月三一日大蔵省令第六九九号）

1 この省令は、平成十三年三月一日から施行する。

2 改正前の別紙第二号書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (平成一六年三月三一日財務省令
第三五号)

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年七月二三日財務省令
第五五号)

(施行期日) 1 この省令は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。(準備行為の細目)

2 関税定率法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第十五号)附則第四条の規定により同法第三条の規定の施行前において行う同法附則第四条に規定する承認及びこれに関し必要な手続きその他の行為については、改正後の関税法施行規則第八条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則(平成十年大蔵省令第四十三号)第五条から第七条までの規定の例による。

附 則 (平成一七年三月七日財務省令第
一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三一日財務省令
第四〇号)

1 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

2 改正後の関税法施行規則第一条の二において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第八条第一項の規定は、この省令の施行の日以後に行う電子取引の取引情報を(昭和二十九年法律第六十一号)第七条の九第二項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十五号)第十条に規定する電子取引の取引情報をいう。以下同じ。)について適用し、同日前に行つた電子取引の取引情報については、なお従前の例による。

3 改正後の関税法施行規則第一条の二及び第八条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第四条第一項第五号(同条第二項及び第四項で準用する場合を含む。)の規定は、この省令の施行の日以後に行う電子計算機による。

機出力マイクロフィルムによる保存をする関税関係帳簿書類(関税法第七条の九第二項及び第九十四条第二項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第五条第一項に規定する

電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をする関税関係帳簿、同条第二項に規定する電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をする

等の特例に関する法律第五条第一項に規定する

電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をする。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をする関税関係帳簿書類をいう。(以下同じ。)について

適用し、同日前に行つた電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をする関税関係帳簿書類については、なお従前の例による。

附 則 (平成一六年七月二三日財務省令
第五五号)

(施行期日) 1 この省令は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。(準備行為の細目)

2 関税定率法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第十五号)附則第四条の規定により同法第三条の規定の施行前において行う同法附則第四条に規定する承認及びこれに関し必要な手続その他の行為については、改正後の関税法施行規則第八条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則(平成十年大蔵省令第四十三号)第五条から第七条までの規定の例による。

附 則 (平成一七年三月七日財務省令第
一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三一日財務省令
第四〇号)

1 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

2 改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (平成一七年九月二九日財務省令
第六九号)

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成一八年一月一〇日財務省
令第七〇号)

この省令は、平成十九年二月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三一日財務省令
第二八号)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年五月三一日財務省令
第三六号)

この省令は、平成十九年六月一日から施行する。

附 則 (平成一九年九月二〇日財務省令
第五〇号)

この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年九月二〇日財務省令
第一九号)

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月二七日財務省令
第四四号)

(施行期日) 1 この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。

2 関税定率法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第二十号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(平成二十二年二月十六日)から施行する。

附 則 (平成二〇年一二月二三日財務省
令第八四号)

(施行期日) 1 この省令は、関税定率法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第二十号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(平成二十二年二月十六日)から施行する。

附 則 (平成二〇年九月一九日財務省令
第六六号)

この省令は、平成十七年十一月一日から施行する。

附 則 (平成一七年九月二二日財務省令
第六六号)

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日財務省令
第二五号)

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定(関税法施行規則等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十二年一月五日))から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日財務省令
第六二号)

この省令は、平成二十二年十月十一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日財務省令
第二七号)

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年六月三〇日財務省令
第四七号)

この省令は、平成二十二年十月十一日から施行する。

附 則 (平成二三年六月三〇日財務省令
第四七号)

この省令は、平成二十二年十月十一日から施行する。

附 則 (平成二三年六月三〇日財務省令
第四七号)

この省令は、平成二十二年十月十一日から施行する。

附 則 (平成二四年九月一九日財務省令
第五九号)

この省令は、平成二十八年三月一日から施行する。

附 則 (平成二四年九月一九日財務省令
第五九号)

この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。

この省令は、平成二四年三月三一日財務省令
第二九号)

(施行期日) 1 この省令は、平成二十五年七月一日から施行する。

附 則 (平成二四年三月三一日財務省令
第三五号)

(施行期日) 1 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二四年七月三一日財務省令
第五五号)

この省令は、関税定率法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十九号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成二四年九月一九日財務省令
第五五号)

この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。ただし、改正後の関税法施行規則第一条规定(平成二十四年法律第十九号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成二七年一二月二五日財務省令
第五九号)

この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。

附 則 (平成二七年一二月二五日財務省令
第五九号)

この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。

附 則 (平成二七年一二月二五日財務省令
第五九号)

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

附 則 (平成二九年九月一九日財務省令
第五九号)

この省令は、平成三十一年十月一日から施行する。

れでいる書類をいう。以下同じ。)について適用し、同日前に提出した申請書に係る関税関係書類については、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年三月三一日財務省令第三一号) 抄

(第五五号) 平成二八年六月一七日財務省令

この省令は、関税定率法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第十六号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成二八年六月一四日財務省令第五八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年七月一日から施行する。

附 則 (平成二八年二月二二日財務省令第八三号)

(施行期日)

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

2 (経過措置)

この省令は、平成二十九年七月一日から施行する。

3 (経過措置)

この省令は、平成二九年一月一日から施行する。

1 (施行期日)

この省令は、平成二十八年七月一日から施行する。

2 (経過措置)

第一項の規定による改正後の関税法施行規則(次項において「新規則」という。)第一条の四(経過措置)

第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。)において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則(平成十年大蔵省令第四十三号)次項において「電子帳簿保存法施行規則」という。)第五条第一項の規定は、平成二十九年十月八日以後に提出する関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第七条の九第二項、第六十七条の八第二項及び第九十四条第三項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十五号)第六条第一項又は第二項の申請書(以下この項において「申請書」という。)について適用し、同日後に提出した申請書については、なお従前の例による。

3 改正後の関税法施行規則第一条の四、第八条、第十条及び第十二条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第六条第一項及び第二項の規定は、この省令の施行の日以後に提出する関税法第七条の九第二項、第六十七条の八第二項及び第九十四条第三項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十五号)第六条第一項又は第二項の申請書(以下この項において「申請書」という。)について適用し、同日後に提出した申請書については、なお従前の例による。

1 (施行期日)

この省令は、令和元年九月三十日から施行する。

2 (経過措置)

改正後の関税法施行規則第一条の四(同規則第一項において準用する場合を含む。)及び第十条(同規則第十一項において準用する場合を含む。次項において同じ。)において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則(平成十年大蔵省令第四十三号)次項において「電子帳簿保存法施行規則」という。)第五条第一項の規定は、平成二十九年十月八日以後に提出する関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第七条の九第二項、第六十七条の八第二項及び第九十四条第三項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則(平成十年大蔵省令第四十三号)以下「規則」という。)第三条第七項(関税法施行規則第十条において準用する場合にあっては、第七項及び第八項)の規定は、この省令の施行の日以後に提出する法律(平成十年法律第二十五号)次項において「電子帳簿保存法」という。)第六条第一項又は第二項の申請書(以下この項において「申請書」という。)について適用し、同日前に提出した申請書については、なお従前の例による。

1 (施行期日)

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

2 (経過措置)

この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行の日から施行する。

附 則 (令和二年七月八日財務省令第五八号)

(施行期日)

この省令は、令和二年七月八日から施行する。

第二条 改正後の関税法施行規則(以下この條において「新規」という。)第十条第四項(新規第一条の四第一項、第八条第一項及び第十二条において「新規」という。)第一条において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、改正前の関税法施行規則(以下この條において「旧規」という。)第一条の四(旧規第八条で読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)及び第十条(旧規第十一

条で読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)において読み替えて準用する改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則(平成十年大蔵省令第四十三号)第三条第五項第五号に規定する承認を受けている同号の関税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項は、新令第十条第四項第四号に規定する関税関係帳簿の記載事項とみなす。

附 則 (令和四年三月三一日財務省令第
九号)
(施行期日)

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。
(経過措置)

第二条 改正後の関税法施行規則(以下「新令」という。)第十条第四項(第二号ロに係る部分に限る。)及び第十条の三第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)(これらの規定を新令第一条の四第一項、第八条第一項及び第十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に保存が行われる関税法第九十四条の二第三項(同法第七条の九第二項及び第六十五条(同法第七条の九第二項及び第六十五条に規定する関税関係書類(以下単に「関税関係書類」という。)又は同法第九十四条の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する電子取引の取引情報に係る電磁的記録について適用し、施行日前に保存が行われた関税関係書類又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録については、なお従前の例による。

附 則
（令和五年三月三一日財務省令第

新令第十条第四項の規定の適用については、同項第一号口中「業務をいう。」とあるのは、「業務をいう。」又は一般財團法人日本データ通信信協会が認定する業務」とする。

附 則（令和五年三月三一日財務省令第
二九号）

（施行期日）

第一條 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、関税法施行規則第一条の四第一項の改正規定、同令第八条第一項の改正規定及び同令第十条から第十二条までの改正規定並びに次条の規定は、令和六年一月一日から施行する。

第二条 改正後の関税法施行規則（以下「新令」という。）第十条第四項（新令第一条の四第一

て同じ。)の規定の適用については、旧令第一条の四及び第十条において読み替えて準用する改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第三条第七項に規定する適用届出書は、新令第十条第七項に規定する適用届出書とみなす。

附 則

(令和四年三月三一日財務省令第
九号)

(施行期日)

第一條 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

卷一百一十三

附 員
（令和四年三月三日財務省令第
九号）
（施行期日）

第二条 改正後の関税法施行規則（以下「新令」） （経過措置）

第二条 改正後の関税法施行規則（以下「新令」） （経過措置）

に限る。) 及び第十条の三第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)(これらの規定を新

に限る。) 及び第十条の三第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)(これらの規定を新

令第一條の四第一項、第八条第一項及び第十一
条第一項において準用する場合を含む。)の規

令第一條の四第一項 第八条第一項及び第十一
条第一項において準用する場合を含む。)の規

十七条の八第二項において準用する場合を含む。)に規定する関税関係書類(以下単に「関

十七条の八第二項において準用する場合を含む。)に規定する関税関係書類(以下単に「関

「税関係書類」といふ。又は同法第九十四条の五（同法第七条の九第一項及び第六十七条の八第二項によるて準用する場合を含む。）に規定

「税関係書類」といふ。又は同法第九十四条の五（同法第七条の九第一項及び第六十七条の八第二項によるて準用する場合を含む。）に規定

する電子取引の取引情報に係る電磁的記録について適用し、施行日前に保存が行われた関税関

する電子取引の取引情報に係る電磁的記録について適用し、施行日前に保存が行われた関税関

係書類又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録については、なお従前の例による。

係書類又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録については、なお従前の例による。

関税関係書類又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録について保存が行われる場合における

関税関係書類又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録について保存が行われる場合における

番号	別表第一（第二条の二関係）
本邦以外の地域（外国とみなす地域を含む。）	本邦の地域
限定期告報	

別表第一 （第二条の二関係）	号番	本邦以外の地域（外国とみなす地域を含む。）	本邦の地域		
東経百二十八度及び東 経百五十六度の線並び に北緯四十度及び北緯 五十四度の線で囲まれ た地域	一	東経百二十八度及び東 経百五十六度の線並び に北緯四十度及び北緯 五十四度の線で囲まれ た地域	北海道		
東経百二十八度及び東 経百五十二度の線並び に北緯三十四度及び北 緯五十度の線で囲まれ た地域		東経百二十八度及び東 経百五十二度の線並び に北緯三十四度及び北 緯五十度の線で囲まれ た地域			
東経百三十三度及び東 経百五十二度の線並び に北緯四十三度及び北 緯四十七度の線で囲ま れた地域		東経百三十三度及び東 経百五十二度の線並び に北緯四十三度及び北 緯四十七度の線で囲ま れた地域			
東経百四十五度及び東 経百四十九度の線並び に北緯四十三度及び北 緯四十七度の線で囲ま れた地域		東経百四十五度及び東 経百四十九度の線並び に北緯四十三度及び北 緯四十七度の線で囲ま れた地域			
東経百二十二度及び東 経百四十度の線並びに 北緯三十三度及び北緯 四十六度の線で囲まれ た地域（東経百二十二 度及び北緯三十七度の 線並びに北緯三十六度の 線で囲まれた地域を除 く。）		東経百二十二度及び東 経百四十度の線並びに 北緯三十三度及び北緯 四十六度の線で囲まれ た地域（東経百二十二 度及び北緯三十七度の 線並びに北緯三十六度の 線で囲まれた地域を除 く。）			
兵庫県（瀬 戸内海に面する地域 に限る。）	和歌山県、 島根県、 大坂府及び 福井県、 富山県、 石川県、 京都府、 兵庫県 (日本海に 面する地域 に限る。)	岩手県及び 宮城県、 福島県及び 茨城県	青森県、秋 田県、山形 県及び新 潟県	北海道	本邦の地域

緯三十八度の線で囲まれた地域（東経百二十度及び東経百二十八度の線で囲まれた地域を除く。）	東経百二十二度及び東経百三十一度の線並びに北緯三十度及び北緯三十八度の線で囲まれた地域を除く。）	東経百十八度及び百三十五度の線並びに北緯二十六度及び北緯二十四度の線で囲まれた地域	東経百十七度及び東経百三十一度の線並びに北緯十七度及び北緯三十八度の線で囲まれた地域	東経百十四度及び東経百二十八度の線並びに北緯十五度及び北緯三十四度の線で囲まれた地域
岡山県、広島県、香川県、徳島県、愛媛県及び高知県	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県及び大島郡	鹿児島県奄美市及び鹿児島県及び奄美市	鹿児島県奄美市及び大島郡並びに奄美市	沖縄県(石垣市、宮古島市、宮古郡多良間村及び与那国町を除く。)

別表第二（第二条の二、第二条の六及び第二条の二十四関係）	本邦以外の地域（外国とみなす地域を含む。）	東経百三十四度及び東経百五十二度の線並びに北緯四十三度及び北緯五十度の線で囲まれた地域	
		東経百二十八度及び東経百三十一度の線並びに北緯三十四度及び北緯三十八度の線で囲まれた地域	東経百二十七度及び東経百三十一度の線並びに北緯三十三度及び北緯三十七度の線で囲まれた地域
	地域	東経百二十四度及び東経百三十一度の線並びに北緯三十三度及び北緯三十八度の線で囲まれた地域（東経百二十四度及び東経百二十九度の線並びに北緯三十三度及び北緯三十四度の線で囲まれた地域を除く。）	東経百二十六度及び東経百二十九度の線並びに北緯三十三度及び北緯三十四度の線で囲まれた地域
	地域	東経百十八度及び東経百二十三度の線並びに北緯二十度及び北緯二十八度の線で囲まれた地域	東経百二十六度及び東経百二十九度の線並びに北緯三十三度及び北緯三十四度の線で囲まれた地域
	本邦の地域	沖縄県石垣市、宮古島市、宮古郡及び大島郡を除く。（奄美市及び八重山多良間村並びに八重山郡竹富町及び与那国町）	鹿児島県（奄美市及び大島郡を除く。）

東経百四十度及び東経百四十五度の線並びに北緯四十五度三十度及び北緯四十七度の線で囲まれた地域	法第百八条（外国とみなす地域）に規定する令第九十四条（外国とみなす地域）に定める歯舞群島 色丹島 国後島 及び択捉島	北海道（北緯四十五度から三百度及び北緯四十七度の線で囲まれた地域に限る。）
東経百二十七度三十分及び東経百三十三度の線並びに北緯三十四度及び北緯三十六度の線で囲まれた地域	東経百二十七度三十分及び東経百三十三度の線並びに北緯三十四度及び北緯三十六度の線で囲まれた地域	東経百二十一度及び東経百二十三度及び北緯二十六度の線で囲まれた地域
本邦以外の地域（外国とみなす地域を含む。）	本邦の地	本邦の地
東経百二十八度及び東経百五十六度の線並びに北緯四十度及び北緯五十四度の線で囲まれた地域（中華人民共和国及びロシアの区域並びに令第九十四条（外国とみなす地域）に定める地域（歯舞群島 色丹島、国後島及び択捉島。以下この表において同じ。）に限る。）	北海道	北海道
東経百二十八度及び東経百五十二度の線並びに北緯三十四度及び北緯五十度の線で囲まれた地域（大韓民国、中華人民共和国及びロシアの区域並びに令第九十四条に定める地域に限る。）	青森県、秋田県、山形県及び新潟県	沖縄県石垣市、宮古島市、宮古郡多良間村並びに八重山郡竹富町及び与那国町
東経百三十三度及び東経百五十二度の線並びに北緯四十三度及び北緯四十七度の線で囲まれた地域	岩手県及び宮城県	長崎県対馬市及び壱岐市

開まれた地域	東経百十四度及び北緯三十四度の線並びに北緯十五度及び北緯三十四度の線で 十八度の線並びに北緯三十四度の線で	東経百十四度及び北緯三十四度の線並びに北緯十五度及び北緯三十四度の線で 開まれた地域（大韓民国、斐リピン共和国の区域に限る。）	
那国町	山 及 び 竹 と 富 重 並 多 良 間 及 び 竹 八 市 、 宮 石 宮 古 郡 、 古 郡 、 古 郡 沖 縄 市 、 埼 縣 、 埼 縣 垣 墓 、 古 島 市 、 古 島 市 鹿 児 島 県 及 び 大 島 郡	除く。 那 国 及 び 竹 八 市 、 宮 石 町 び 古 島 市 、 古 島 市 鹿 児 島 県 及 び 大 島 郡 並 び に 沖 縄 市 、 埼 縣 並 び に 垣 墓 、 古 島 市 奄 美 市 及 び 大 島 郡 奄 美 島 県 及 び 大 島 郡 鹿 児 島 県 及 び 大 島 郡	く。 宮 崎 県 及 び 鹿 児 島 県 及 び 大 島 郡

別紙第2号書式

(3-2)

支 払 金 及 び 預 金	
(支 払 金 及 び 預 金)	
支 払 金	(支 払 金)
	(預 金)
支 払 金	(支 払 金)
	(預 金)
支 払 金	(支 払 金)
	(預 金)
支 払 金	(支 払 金)
	(預 金)
支 払 金	(支 払 金)
	(預 金)
支 払 金	(支 扦 金)
	(預 金)
支 払 金	(支 扦 金)
	(預 金)
支 払 金	(支 扦 金)
	(預 金)
支 払 金	(支 扦 金)
	(預 金)
支 払 金	(支 扦 金)
	(預 金)
支 払 金	(支 扦 金)
	(預 金)
合 计 額	
(支 扦 金)	
(預 金)	
(現 金)	

○ ご存知な場合は、記入欄に「記入」を記入して下さい。
◎ なさない場合は、記入欄に「記入」を記入して下さい。

上記の金額は、現金にて支払う場合に表示されています。

年月日 年月日 年月日

(印)

(印)

(印)

(印)

(3-3)

支 払 金 及 び 預 金	
(支 扦 金 及 び 預 金)	
支 扰 金	(支 扦 金)
	(預 金)
支 扰 金	(支 扦 金)
	(預 金)
支 扰 金	(支 扦 金)
	(預 金)
支 扰 金	(支 扦 金)
	(預 金)
支 扰 金	(支 扦 金)
	(預 金)
支 扰 金	(支 扦 金)
	(預 金)
支 扰 金	(支 扦 金)
	(預 金)
支 扰 金	(支 扦 金)
	(預 金)
支 扰 金	(支 扦 金)
	(預 金)
支 扰 金	(支 扦 金)
	(預 金)
合 计 額	
(支 扦 金)	
(預 金)	
(現 金)	

上記の金額は、現金にて支払う場合に表示されています。

年月日 年月日 年月日

(印)

(印)

(印)

(印)

(3-4)

支 払 金 及 び 預 金	
(支 扦 金 及 び 預 金)	
支 扰 金	(支 扦 金)
	(預 金)
支 扰 金	(支 扦 金)
	(預 金)
支 扰 金	(支 扦 金)
	(預 金)
支 扰 金	(支 扦 金)
	(預 金)
支 扰 金	(支 扦 金)
	(預 金)
支 扰 金	(支 扦 金)
	(預 金)
支 扰 金	(支 扦 金)
	(預 金)
支 扰 金	(支 扦 金)
	(預 金)
合 计 額	
(支 扦 金)	
(預 金)	
(現 金)	

上記の金額は、現金にて支払う場合に表示されています。

年月日 年月日 年月日

(印)

(印)

(印)

(印)

■ 第二回支払金の支取方法について
 本回支払金は、現金にて支払う場合に表示されています。
 予めご了承下さい。

 1 お預け金(預金)：預金口座にてお預け金を預けた場合に表示されています。
 2 お支り金(支払金)：現金にてお支り金を支払う場合に表示されています。
 3 お預け金(現金)：現金にてお預け金を預けた場合に表示されています。

 フルオートモーティングでは、お預け金(現金)にて現金にてお支り金を支払う場合に表示されています。
 車の運転登録手続等で現金にてお支り金を支払う場合に表示されています。
 また、お預け金(現金)にて現金にてお支り金を支払う場合に表示されています。

 サービス料金(現金)にて現金にてお支り金を支払う場合に表示されています。
 お預け金(現金)にて現金にてお支り金を支払う場合に表示されています。

 お預け金(現金)にて現金にてお支り金を支払う場合に表示されています。

 ○ お預け金(現金)にて現金にてお支り金を支払う場合に表示されています。

 ○ お預け金(現金)にて現金にてお支り金を支払う場合に表示されています。

別紙第三号書式

年月日	支拂額	支拂月	支拂年	支拂人

備考
「支拂人」欄に記入する場合は、必ず大字で記入の上、必ず書類の左側に捺印して下さい。
又、複数の支拂人がある場合は、各個人の捺印を記入して下さい。